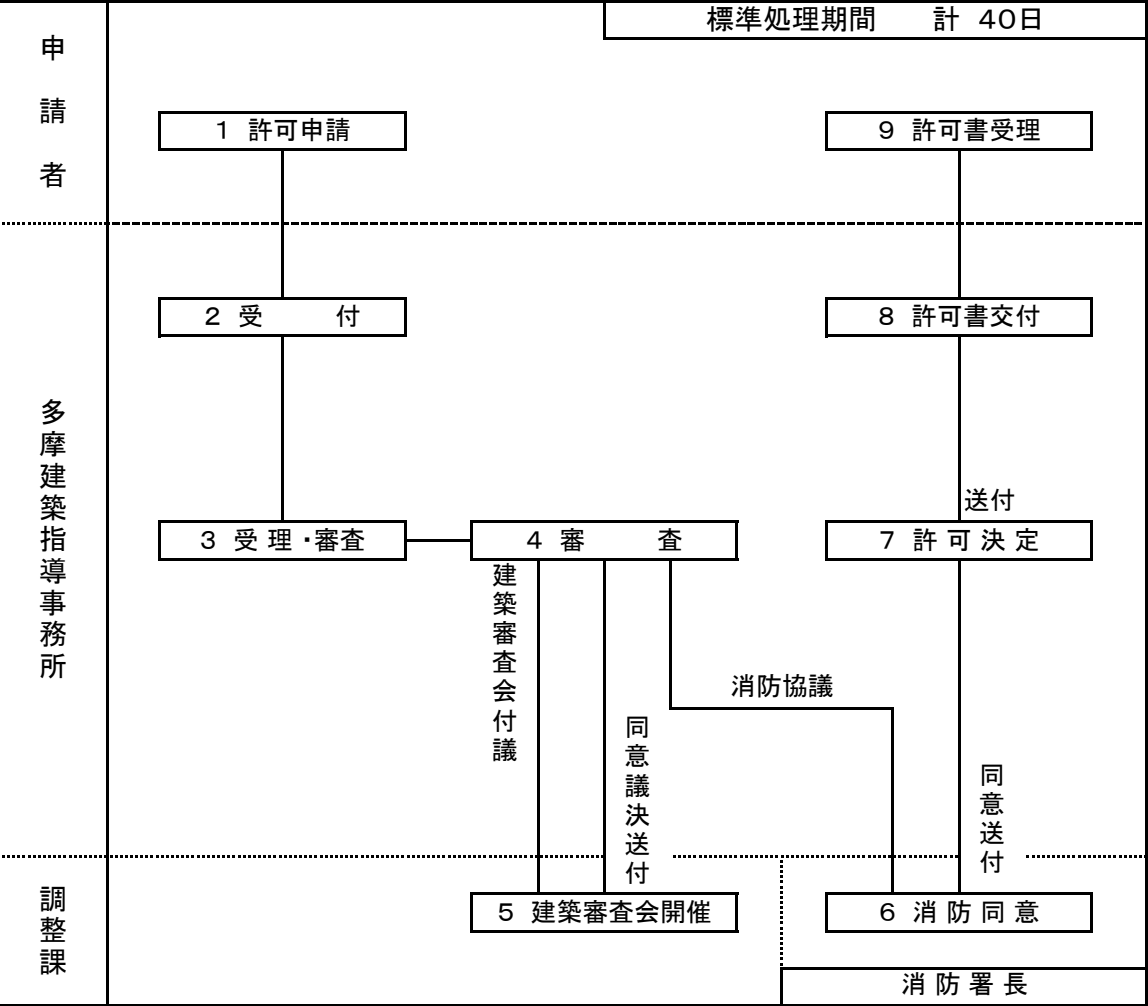


事務処理フロー図

事務名 日影による中高層建築物の高さ制限の例外許可

《事務処理フロー図》



作成部署	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	電話 042-548-2044
	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	電話 042-313-3409
	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課	電話 0428-23-3423

《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	許可申請	申請者は、受付窓口に応請書を提出します。
2	受付	提出された申請書の形式審査を行い、適法なものは手数料を徴収のうえ、受け付けます。
3	受理・審査	許可することが相当な建築物であるか審査を行います。
4	審査	建築審査会へ許可の同意を得るため付議します。
5	建築審査会開催	許可することが相当な建築物であるか審査を行い、許可相当と認めたときは同意を与えます。
6	消防同意	建築計画について、所轄消防署長に協議を行い、同意を得ます。
7	許可決定	建築審査会および所轄消防署長の同意を得て、許可決定を行い、許可書を作成します。
8	許可書交付	許可書を申請者に対し交付します。
9	許可書受理	